

官報

号外

昭和三十三年五月八日

○第二十六回 参議院會議録第三十二号

昭和三十三年五月八日(水曜日)午前十時五十五分開議

議事日程 第三十一号

昭和三十三年五月八日

午前十時開議

第一 地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

第二 美容師法案(衆議院提出)

(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 谷口弥三郎君
大蔵委員 高橋進太郎君
社会労働委員 井村 徳二君
同 柴谷 要君
同 白川 一雄君
同 大谷 實雄君
同 後藤 義隆君
同 山下 義信君
同 大谷 登潤君
同 草葉 隆圓君
懲罰委員 前田佳都男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 井村 徳二君
大蔵委員 白川 一雄君
社会労働委員 谷口弥三郎君

同 山下 義信君

同 高橋進太郎君

同 後藤 義隆君

同 大谷 實雄君

同 柴谷 要君

同 前田佳都男君

同 成田 一郎君

同 大谷 登潤君

同日議員から左の議案を提出した。

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(千葉信君外十名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船舶証券に関するある規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めるの件

日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案

同日承認することを議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

日本国とノルウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めるの件

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命致したので原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命致したので原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命致したので原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命致したので原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命致したので原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命致したので原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命致したので原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

昨七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 大和 亨一君

社会労働委員 紅露 みつ君

同 大河原 次君

同 小笠原 三男君

同 小西 英雄君

同 木下 友敬君

同 山田 節男君

同 栗山 良夫君

同 松浦 清一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 小笠原 三男君

社会労働委員 小西 英雄君

同 木下 友敬君

同 大和 亨一君

同 紅露 みつ君

同 大河原 次君

同 北村 暢君

同 平林 剛君

同 森中 守義君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

大蔵委員会 理事 木内 四郎君(木内四郎君の補欠)

同 江田 三郎君(大矢正君の補欠)

同 運輸委員会 理事 木島 虎藏君(木島虎藏君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方自治法第五十六條第六項の規

建設委員会

理事 西田 信一君(西田信一君の補欠)

同日委員長から左の議案を提出した。

地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

同日議員から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを通信委員会に付託した。

電波法の一部を改正する法律案(新谷寅三郎君外五名発議)

同日衆議院から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

中小企業団体法案

中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方自治法第五十六條第六項の規

昭和三十三年五月八日 参議院會議録第三十二号 議長の報告

定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件

内閣委員会に付託

小売商業特別措置法案

商工委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

たばこ耕作組合法案(竹山祐太郎君外四十名提出) 大蔵委員会に付託
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

商工委員会に付託

同日議長は左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(千葉信君外十名発議)

同日議長は、左の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

美容師法案修正議決報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員鈴木一君提出八丈島中ノ郷における強制土地買収に關する再質問に対する答弁書

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣総理大臣 尾崎 朝夷君
房公務員制度調査室参事官 尾崎 朝夷君
参事官 尾崎 朝夷君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣総理大臣官房公務員制度調査室参事官尾崎朝夷君(前掲の議長承認のとおり)を第二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣総理大臣官房公務員制度調査室長大山正君の第二十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

〔参照〕

一昨六日の會議において、議長が原水爆の禁止に關する決議を國際連合並びに關係各國へ伝達方を依頼したのに対する外務大臣からの回答書を受領した旨を報告したがその回答書は左のとおりである。

昭和三十三年五月四日

外務大臣 岸 信介

参議院議長松野鶴平殿

「原水爆の禁止に關する決議」の伝達に關する件

三月十五日付参議院発第一〇一号をもつて伝達方御依頼のあつた首題の件に關し、次のとおり回答いたします。

一、本決議文は左のとおり國際連合及び關係各國政府に伝達しました。
1、三月十八日在國連加瀬大使をして右決議文を伝達する本大臣

の書簡とともに國連事務総長に提出せしめた。

2、三月十九日在ソ門脇大使をしてフョードレンコ外務次官に伝達せしめた。

3、三月二十日在米谷大使をしてシムボルト國務次官補代理に伝達せしめた。

4、同日在英西大使をしてヘーター外務次官代理に伝達せしめた。

二、右の決議文伝達に対し、(1)國連事務局は、決議文を岸書簡とともに關係國に回査する措置をとつた旨回答越し、(2)ソ連政府は四月一日在ソ門脇大使に回答を手交し、

(3)英國政府は、右決議文伝達及びわが方屢次の核実験中止申入れに對する回答を三月二十三日在英西大使に手交したことは、すでにその都度貴院外務委員会等に説明を加え、關係資料を配布し、且つ三省より発表を行つたとおりであり、(4)米國政府は四月二十七日付書簡をもつて在米下田代理大使に對し四月三十日回答越ししました。

三、米國政府の回答は別添の一のとおり茲許送付いたします。

四、なお、英國及びソ連政府よりの回答及び右決議文伝達とその後の経過概要を参考として別添二のとおり送付いたします。

(別添)

一、「原水爆の禁止に關する決議」伝達に對する米國政府回答

國務長官は、日本國臨時代理大使に敬意を表するとともに、原子力の利用を専ら平和的目的に限定し原水爆の禁止を要請する日本國参議院の決議を伝達し、右の決議に表明された日本國民の真摯なる要望に對して合衆國が万全の考慮を払ふことを求める日本國政府の希望を述べた一九五七年三月二十日付大使館口上書に言及する光榮を有する。

合衆國政府は、核兵器を含む軍備の安全管理と縮小に對して深甚且つ緊急な関心を有する。この目的のために合衆國政府は國際連合軍縮小委員会を通じてカナダ、フランス、連合王國及びソ連の代表との間に詳細にわたる協議を行つており、この機關によつて考慮されるための幾つかの重要な新提案を行つた。これ等の提案の一つの重要な要素は、核分裂物質の將來の生産に對する十分な監察による管理及びこれ等物質の既存の貯蔵量の減少の開始とが達成されたときに、一切の核兵器実験を制限し、終局的にはこれを全廢することに向けられている。その第一歩として、合衆國は國際連合總會における最近の討議において日本、

五八四

カナダ、ノールウェーの三國政府が共同提案した実験の事前登録と制限的國際監察に對する決議案に同意した。この同意は最近のパリミューダ會議の後で発表されたコミューニケの中で再確認されている。合衆國はこのような措置が核爆発の脅威全体を減少せしめるより広汎且つ有効な措置への道を開く第一歩となるものと希望を日本國政府とともに分かちつてゐる。

合衆國はこの脅威の抑制を実現するための有効な措置を引続き活動に求めるであらう。合衆國は安全保障と管理に對する有効な措置を確立し得るとの信念をここに更めて確認する。しかしながら、右の目標はソ連がこれに必要な安全保障措置を受諾しようとしないうために今日まで実現をみなかつた。核物質の統制及び処理に關する有効な取極が存在しない間は、合衆國は自由世界の安全保障のために侵略と戦争に對する主要な防正手段としての核兵器の発達及び改良を目的として、その所有する核分裂物質の一部を使用せざるを得ない。

十分なる安全保障措置の伴わない実験放棄の國際取極は、過去の行為の記録から見て信頼を期待

出来ないような国々の善意を信頼することを意味する。

合衆国はアイゼンハワー大統領の指導の下に、原子力の平和利用の促進に努力して来た。又合衆国はこの分野における科学的研究の促進にも尽力して来た。この点に

関して合衆国は増加する放射能が人体の健康に及ぼす影響についての資料を収集し周知せしめるために日本もその一員となつてゐる。国際連合科学委員会とも十分に協力してゐる。合衆国は現在程度の核兵器実験によつては世界の放射能は生物学的に危険な水準には達しないといふいくつかの各別別の研究を支持して来た。最近のパミニ

ダ会議において合衆国は実験は世界の放射能が「危険な水準の極小部分を越える程度においてのみ」これを実施するとの公約を行つた。この公約をここに日本国政府及び国民に対して、更めて行つものである。

国務省

ワシントン、一九五七年四月二十七日

二、(1)

核実験問題に関する三月二十三日付英政府回答

二月十四日及び三月五日の核実験に関する貴大使の申入れについて、問題を細部に亘つて検討する

ため、回答がおくれたことは、貴大使も御承知のことと思ひます。本回答中には、三月十八日の貴大使の書簡により伝達された日本国国会参議院の決議についても考慮が加えられております。

二月十二日ロイド外相からの回答にも明らかなとおり、英政府は自由世界の防衛のためにこれらの実験を行つてゐるのであり、従つてそれらを中止したり延期したりする考へはありません。

御承知のとおり、英政府は、実験のため居住者のいる島々から遠く離れ、かつ、日本から四、〇〇〇哩離れた地点を選びました。

二月十四日及び三月五日の貴大使書簡でのべられた補償の問題については、もしも、今度の実験に関連して惹起したとみられる損失についてのクレームがあれば、充分な検討が加えられ、英政府は、個々のケースについての事実に基づいてその態度を決定いたします。

しかしこの際申し上げておきたいのは故意に「危険区域」に立入り又は滞留したものは、英政府の見解では、受けた損失に対する補償のクレームを主張しえないものと考へることです。

前述のクレームの検討についての陳述からこの際二月十四日の貴

大使書簡にのべられた太平洋における輸送船の定期航路の問題及び漁業の問題について詳細な討議に入ることは必ずしも適當ではありませんが、英政府は輸送船の定期航路が通常現在「危険区域」の一部となつてゐる地域を通過してゐるとの言明をデイクノート致します。又、英政府としては、ライン諸島附近の水域が「日本人漁夫の伝統的漁場」となつてゐるとの見解を採用し得ないことを明白にしたいと考へます。英政府の有する情報によれば、現在日本人漁夫が定期的にこの水域に立入つてゐるとすればそれは最近三、四年のことではかたと思われまゝ。二月十二日のロイド外相の返簡に示されたように、この水域に立入る計画をもつた漁夫に対しそれに代る計画をたてること出来るよう危険区域に関する充分な警告がなされてあります。

三月五日の貴大使書簡でのべられた安全保障の諸点については貴大使書簡における順序に回答することが便宜でありましよう。

(イ)（事前通告等）英政府は一連の実験の各々について事前通告を日本政府に与へ得ないことを遺憾とします。実験の日時は気象上の要件を含む多くの案件に左右されます。危険区域が相当期

間に亘つて宣言されているもの。この理由に基くものであります。一連の実験の夫々の終了後公表が行われます。

(ロ)（日本船舶の存在の確認、警告等）

英政府は実験の行われる際に日本船舶又は航空機がその付近に存在しないことを確認するあらゆる適當な予防措置を講じています。このために偶然に此の地域に立入り、危険にさらされてゐるすべての船舶を探索するために航空機をとばす手配がなされてあります。もし右のような船舶が発見されれば日本語を含む数ヶ国語で書かれた警告のビラが投下され、直ちに危険区域を立去るようその船に勧告されます。ビラの見本を同封いたしました。もしこの警告が見逃がされた場合には更にその地点に船舶が派遣され右のような船舶が自身の利益のため危険区域を立去るよう確認が行われます。

爆発に対しレダーによる予防措置を行い、付近に所属不明の航空機がある場合にそなえます。これらの予防措置は、英政府が誰にも傷害を与へないことを確かならしめようとする配慮の証拠であります。これらは、既に船舶、航空機に対して

与へられてゐる充分な事前通告の追加的、補助的措置であります。日本政府も御承知のとおり、海上交通及び航空の従事者へは通報のなかに細目が含まれております。付近のすべての飛行場も警告を受けております。海上交通及び航空従事者は、危険が迫つた時には警告されるであらうとの考へによつてこの事前通告を無視して危険区域に入つても安全であると思へるわけには参りません。

二月五日の貴大使書簡でふれた危険区域の意味については、クリスマス島及びモルデン島の領海内の船舶の航行は、一九五七年三月一日から禁止されました。これは、二月二十三日付海上交通従事者に対する公告（第四十七号（T））により右水域に許可を得ずして立入ることは禁ぜられる旨明らかにされております。右諸島及び領海の上空を予定業務以外で飛行する航空機は常に事前許可を必要としますが、実験期間中は、勿論許可されることはありません。ロイド外相が一月七日明白にした公海上の区域及びその上空については、一九五七年三月一日ないし八月一日

の間船舶及び航空機にとつて危険であると宣言されており、しかしながら国際慣行に従つて、これは立入禁止区域と宣言されたものではありません。この危険区域に立入り、または滞留するものは、自己の危険により行ふものであり、また、船舶及び航空機がクリスマス島及びモルデン島の領海及び領空よりも右の区域が人体財産にとり危険が少なくと考へるべきでないといふことは重要な点であります。英政府は、すべての人が危険区域に三月一日ないし八月一日の間立入らないでいることの最高の重要性を強調し、且つ、警告を無視するものは、自分自身の危険を賭けるものであることを繰返したいと思ひます。

英政府は、この実験における安全のための予防措置の必要を深く認識し、この問題につき長期間の研究を行いました。実験期間中、測候所、気象観測船及び気象観測航空機は永続的な気象上の便宜をはかっています。核爆発は、フォール・アウトによつて、人の住んでゐる如何なる島でも危険に陥るような状態にあるときは行われません。実験の前後において、南太平洋の

外辺の地域で空気のサンブルをまた、爆発地点付近の海水のサンブルを採集します。このサンブル採集計画は、昨年六月七日イーデン前首相が言明したとおり、高空における爆発であるから多量のフォール・アウトは伴わず、また、実験が人体財産に危険を与えないように手配されるであろうといふことを確認するために計画されたものであります。

付属警告用ビラの文面

警告 危険区域

一、貴船は連合王国原子核兵器実験中の危険区域内に立入つています。この危険区域については既に英連合王国政府が「航海従事者に対する航海注意事項通告書」中に発表されてありますが次の諸地点がその範囲となります。(既に発表の経緯を示す)

二、昭和三十三年三月一日から同年八月一日に至るまでの期間右区域に立入るのは危険です。安全を期するため貴船は本書を投下する航空機の指示する方向へ最大限度の速力ですぐさまこの区域から立退られるよう強いてお勧めいたします。

二、

(2) 核実験問題に関する三月二十日付ソ連政府回答

原水爆兵器禁止問題に関するソヴィエト連邦の立場は周知のとこである。平和と諸国民の安全保障という自己の政策に忠実なソヴィエト政府は原水爆兵器の全面的禁止を主張して、現在も主張している。ソヴィエト政府は原水爆兵器の使用を禁止し、その製造を終止し、且同兵器を各国家の兵器から除去すると共に原水爆兵器の実験を即時終止することが必要であると考へる。この目的をもつて

同政府は一再ならず所要の提案をなして、他の諸国の検討を求めた。一九五六年七月十八日国連ソヴィエト代表を通じて日本政府に伝達した原水爆兵器の禁止及び実験終止問題に関する日本国会の呼び掛けに対する一九五六年七月十六日のソヴィエト最高会議の回答

声明中において軍備競争の継続及び原水爆兵器実験の相次ぐ実施にともなつて抱く日本国民の憂慮に対する理解が表明された。ソヴィエト最高会議は原水爆兵器実験終止問題に関するソヴィエト連邦国民と日本国民との見解が一致していることを満足をもつて指摘した。

原水爆兵器の実験を速やかに終止せしめるためにソヴィエト政府はこの問題を即時解決するため、これを一般軍縮計画から切り離す

ことを提案した。過般閉会を見た第十一回国連総会においてソヴィエト連邦は改めて原水爆兵器実験の即時終止を提案した。しかしソヴィエト連邦の提案はアメリカ合衆国、英国及びその他一連の西欧諸国の支持を買えなかつた。

ソヴィエト政府は第十一回国連総会において、日本代表が原水爆兵器実験の即時終止を目標とするソ連提案に支持を与えなかつたことを遺憾の意をもつて指摘する。その際日本代表はカナダ及びノルウェー両代表と共同して原水爆兵器の実験、爆発の国連に対する事前登録制を提案した。しかしかかる提案がこの種兵器の実験終止の問題をいささかも解決するものでなく、また実験の有害な結果を除

去するものでないことは全く明白であり、更に同提案の採択は原水爆兵器の実験継続を正当化するものに過ぎない。

西諸国がソヴィエト連邦提案の採択を拒否するが故にソヴィエト連邦は自国の安全保障強化のために原水爆兵器の実験に必要な注意を払ふことを余儀なくされてゐるのである。ソ連邦国境内において行われるこの種兵器実験の実施に当つては有害な結果を避けるためにすべての必要な予防措置が講じられてゐることは周知の通りである。

ソ連政府は一九五六年七月十八日付の日本政府に対する公文文中に記載されている通り他の諸国において同様の義務を受諾するならばソヴィエト連邦は原水爆兵器の実験を遅滞なく放棄する用意があることを改めて声明する。ソ連政府は第十二回国連総会における全会一致の決議に従ひ軍縮委員会及びその小委員会に附託された原水爆兵器の実験終止に関するソヴィエト連邦提案が妥当なる審議を受け小委員会が本問題に関し積極的決定をなすものと期待を表明する。

一九五七年三月二十九日

二、

(3)

国連、米、英、ソに対する参議院原水爆禁止決議文伝達とその後の経過

三月十五日 参議院において「原水爆の禁止に関する決議」が採択された。

三月十八日 右決議文を伝達する岸外務大臣の書簡を加瀬大使より国連事務総長に提出した。国連においては、右決議を岸書簡とともに関係国に対し回章した。三月十九日 右決議を在ソ門脇大使よりソ連フエドレンコ外務次

官に伝達したところ、「フ」は、早速政府に伝達し、政府において検討の上回答すべしと述べた。

三月二十日 (1)右決議文を在米谷大使よりシーボルト國務次官補代理に伝達したところ、「シ」は、原水爆禁止問題については充分検討すべく、決議に対してはフル・コンシダレーションを払うべき旨述べた。

(2)右決議文を在英西大使よりヘター外務次官代理に伝達したところ、「ハ」は、関係当局と協同研究すべし、ただし今次の実験を中止するわけには行かぬ旨述べた。

三月二十三日 英政府は、右決議文伝達及びわが方の屢次の実験中止申入れに対する回答を西大使に手交し、その中でわが方の申入れ及び右決議について考慮を加えていること、自由世界防衛の目的から実験は決行すること、補償要求につき検討の用意があること、英政府は充分なる危険予防措置を尽すつもりであり、予防の警告を無視する場合以外損害の惹起はあり得ないと思ふ旨を通告してきた。

三月二十四日 アイゼンハワー米大統領とマックミラン英首相はバーミューダーにおいて共同コミニケを発表し、その中で原水爆実験制限ないし自衛に努力し、放射能による危害防遏措置に万全を期し、且つ実験を予告し又ソ連が同調するにおいては実験の国連登録制に応ずる意思ある旨宣言した。

この宣言は、日本側の申入れを充分考慮に入れた上作成されたものである。

三月二十六日 ソ連外務省新聞部長は、記者会見において一般の原水爆兵器禁止の問題を離れ、実験についての期限つき原水爆実験禁止協定締結の用意ある旨言明したとのモスコ放送があつた。

三月二十七日 外務省情報文化局長は右放送にコメントを加え、人類福祉のため原水爆実験禁止の立場を堅持し努力を続けているわが国としては、ソ連がこの努力を認め、実験禁止の実意をもつなら、右のため英米両国と同調出来る仕組で現実的且つ実効的手段をとる必要がある旨談話した。

四月一日 (1)対ソ原水爆実験中止申入れに対し、ソ政府の回答が門脇大使に手交された。
(2)ソ連政府の見解が明らかになつたので、日本政府の核兵器実験禁止に関する立場を明かにするため、情報文化局長談話を発表し、右コメントの趣旨を重ねて強調し、ソ連国境内の実験にせよ人類に無害である保証はなく、ソ連が過去に無警告で実験を行つてゐることは甚だ遺憾であることを指摘し、米英ソ協同して実験禁止協定に立至るよう切望し、その実現が困難なるにおいては事前登録制は現実的意義がある旨強調した。

四月三十日 米政府は、右決議文伝達に対する回答として四月二十七日付書簡を下田代理大使に通報した。

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。
日程第一、地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)を議題といたします。
まず提出者の趣旨説明を求めます。
地方行政委員長本多市郎君。

地方自治法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
昭和三十三年五月七日
提出者
地方行政
委員長 本多 市郎
参議院議長松野鶴平殿

地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四百四十二条に次の一項を加える。
都道府県知事又は第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市長は、前項の規定の適用がある場合を除く外、営利を目的とする私企業(以下本項中「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体を当該都道府県若しくは当該指定都市の区域内にその事務所若しくは事業所を有するものの無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人となり、又は報酬を得て、営利企業以外の事業を行うことを目的とする団体を当該都道府県若しくは当該指定都市の区域内にその事務所若しくは事業所を有するものの理事若しくは監事若しくはこれらに準ずべき者となることのできない。

第二項の規定は出納長及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の収入役に改める。
附則
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

〔本多市郎君登壇、拍手〕
○本多市郎君 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容の概略を御説明いたします。
わが国戦後の新しい地方制度において、知事、市長、町村長について住民による直接公選制度を採用いたしましたことは、実に新制度の中核をなすものと言へば、その地位と責任の重かつ大であることは多言を要しないのであります。このことは、現行地方自治法において、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と規定されていることによつても明らかであります。すなわち地方公共団体の長は、住民の總意を体現し、全体の奉仕者として最も公正な地位に立つべきものでありますから、一部の私の利害と結ぶこと、あるいは結ぶがごとき進退が常に排斥されるべきは、けだし当然のことでありま

す。特に金銭的な利害と直接的につながる関係に立つことは、その地位の性質上最も不適当であり、厳に戒しむべきものと考えます。この意味から、現

行地方自治法においても、知事、市町村長等については、請負人等となることを禁止する規定がありますが、しかしこの規定による制限は、その地方公共団体との請負関係を中心としたものであります。会社等につきましても、その会社の業務が主としてその地方団体との請負関係となる場合に限り、知事、市町村長等は、その会社の役員等を兼ねることができないものと定めておるにすぎないのであります。はなはだ徹底を欠くうらみがあります。

当委員会におきましては、以上申し述べました諸点について、各般の事情をつぶさに検討いたしました結果、その所掌する行政事務あるいは事業の質と量等の内容にかんがみ、特にこの際、都道府県知事及び五大市の市長について、その区域内に事務所、事業所を有する私企業を営む会社その他の団体の役員等と兼ねること、報酬を得て、その区域内に事務所、事業所を有するその他の団体の役員を兼ねることを禁ずるとともに、この規定は、副知事、出納長及び五大市の助役と収入役に準用することと改め、また、この改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することを適当と認め、ここに委員会として本改正案を提出することとなつた次第であります。

なお、委員会決定に際し、小林委員より、「諸般の事情を考へ、今回は知

事と五大市の市長にとどめたが、この制限の趣旨は、すべての市長に通ずべきものと考えらるから、その意味で自粛自戒を希望したく、自治庁としても、この趣旨に基き、適当に取り計らわれたい」との発言があり、田中自治庁長官よりは、「御趣旨を尊重し、何らかの形で行政指導的に徹底をはかりたい」旨の答弁があつたことを申し添えます。

以上、本案の趣旨を申し述べたのであります。何とぞ御賛成を得たいと存じます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、美容師法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長長千葉信君。

審査報告書

美容師法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数

意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年五月七日

社会労働 千葉 信
委員長
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

谷田弥三郎 榊原 亨
小西 英雄 高野 一夫
山下 義信 山本 経勝
片岡 文重 藤田藤太郎
木下 友敬

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 美容師の免許は、第六条の規定に違反した者又は第十条第三項の規定による免許の取消処分を受けた者には、与えないことができる。

第十条を次のように改める。

(免許の取消及び業務の停止)

第十条 都道府県知事は、美容師が第三条第二項に規定する者に該当するときは、その免許を取り消す。

2 都道府県知事は、美容師が第七条、第八条又は前条第一項の規定に違反したときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

3 都道府県知事は、美容師が前条第二項又は前項の規定による業務の停止処分違反したときは、その免許を取り消すことができる。

4 第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゆんの情が顕著であるときは、再免許を与えることができる。

第十五条第一項中「第十条第一項」を「第十条第二項」に改める。

第十六条中「第十条」を「第十条第一項から第三項まで」に改める。

第十七条を次のように改める。

(美容師の会)

第十七条 美容師は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、美容師会を組織して、美容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

2 二以上の美容師会は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、美容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

第十九条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。

第二十一条中「第十九条第三号から第五号まで又は前条」を「前二条」に改める。

第二十二条中「第十条第一項(美容

師の免許を取り消す場合を除く。)」を「第十条第二項」に改める。

附則第二項中「附則第十三項及び附則第十四項」を「及び附則第十三項」に改める。

附則第十二項中第七条の改正規定を次のように改める。

第七条を次のように改める。

第七条 理容師の免許は、精神病者又はてんかんにかかつている者には、これを与えない。

理容師の免許は、第六条の規定に違反した者又は第十条第三項の規定による免許の取消処分を受けた者には、これを与えないことができる。

附則第十二項中第十条の改正規定を次のように改める。

第十条を次のように改める。

第十条 都道府県知事は、理容師が第七条第一項に規定する者に該当するときは、その免許を取り消す。

都道府県知事は、理容師が第六条の二、第八条又は前条第一項の規定に違反したときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

都道府県知事は、理容師が前条第二項又は前項の規定による業務の停止処分違反したときは、その免許を取り消すことができる。

第一項又は前項の規定による

取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を与えることができる。

附則第十二項のうち第十四条の改正規定中「第十条第一項」を「第十条第二項」に改める。

附則第十二項のうち第十四条の二の改正規定中「第九条第二項、第十条」を「第九条第二項、第十条第一項から第三項まで」に改める。

附則第十二項中第十四条の三の改正規定を次のように改める。

第十四条の三を次のように改める。

第十四条の三 理容師は、理容の業務に係る技術の向上を図るため、理容師会を組織して、理容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

二以上の理容師会は、理容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、理容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

附則第十二項中第十五条の改正規定を次の改正規定に改める。

第十五条を次のように改める。
第十五条 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条の二の規定に違反して理容所を使用した者

三 第十四条の規定による理容所の閉鎖処分違反した者
第十七条中「第十五条第三号から第五号まで又は前条」を「前二条」に改める。

附則第十二項中第十七条の二の改正規定を次のように改める。

第十七条の二中「第十条(理容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。)」を「第九条第二項、第十条第二項」に、「第十四条の二(理容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。)」を「第十四条の二(理容師の免許の取消に係る場合を除く。)」に改める。
附則第十三項を次のように改める。

(旧法の改正に伴う経過規定)

13 この法律の施行前にした旧法第六条第一項又は第六条の二の規定に違反する行為については、改正後の理容師法第七条第二項又は第十條第二項の規定は、適用しない。

附則第十四項中「旧法第六条第一項の規定に違反する行為」を「理容の業務に係る行為」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における美容業の著しい進歩発展にかんがみ、これを従来の理容師美容師法により理容業とともに一括して規定することは、美容業の発展を妨げるおそれがあるので、新たに単独法たる美容師法を制定することとし、なお、この際、美容業及び理容業がなお一層適正に行われるよう所要の改正をしようとするものであつて、概ね妥当と認め、が、委員会は別紙の通り修正を行った。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

美容師法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十三年三月十九日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

美容師法

(目的)

第一条 この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「美容」とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2 この法律で「美容師」とは、都道府県知事の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3 この法律で、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

(免許)

第三条 第四条に規定する美容師試験に合格した者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

2 美容師の免許は、精神病者又はてんかんにかかつている者には、与えない。

3 この法律に定めるもののほか、美容師の免許に関して必要な事項は、政令で定める。

(美容師試験)

第四条 美容師試験は、都道府県知事が行う。

2 美容師試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七條に規定する者であつて、厚生大臣の指定した美容師養成施設において厚生省令で定める期間以上美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後、一年以上の実地

習練を経たものでなければ受けることができない。

3 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

- 一 昼間課程
- 二 夜間課程
- 三 通信課程

4 厚生大臣は、政令の定めるところにより、第二項に規定する美容師養成施設の指定に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

5 第一項から第三項までに定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他第一項から第三項までの規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

(登録)

第五条 都道府県に美容師名簿を備え、美容師の免許に関する事項を登録する。

2 前項に定めるもののほか、美容師の登録に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(無免許営業の禁止)

第六条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

(美容所以外の場所における営業の禁止)

第七条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第八条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
- 二 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。

三 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置

(健康診断)

第九条 美容師は、毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行政庁が行う健康診断を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の健康診断の結果その美容師の就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

(免許の取消及び業務の停止)

第十条 都道府県知事は、美容師が、第三条第二項に規定する者に

該当するとき、又は第八条若しくは前条第一項の規定に違反したときは、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務を停止することができる。

2 都道府県知事は、美容師がこの法律の規定に違反して刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

(美容所の位置等の届出)

第十一条 美容所を開設しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、従業者の氏名等をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 美容所の開設者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

(美容所の使用)

第十二条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

(美容所について講ずべき措置)

第十三条 美容所の開設者は、美容所に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置

(立入検査)

第十四条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該美容師に、美容所に立ち入り、第八条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により当該美容師が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

(閉鎖命令)

第十五条 都道府県知事は、美容所の開設者が、第十三条の規定に違反したとき、又は美容師でない者が若しくは第九条第二項若しくは第十条第一項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該美容所において美容の業を行つ美容師が第八条の規定に違反したときも、前項と同様とする。

ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するた

めに相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

(処分の理由の通知等)

第十六条 都道府県知事は、第九条第二項、第十条又は前条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(美容師又は美容所の開設者の会)

第十七条 美容師又は美容所の開設者は、会を組織して、美容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、美容師の養成に関する事業を行い、並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

2 二以上の前項に規定する会は、連合会を組織し、美容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、美容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

(罰則)

第十八条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反した者
- 二 第九条第二項又は第十条第一項の規定による業務の停止処分違反した者

三 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十二条の規定に違反して美容所を使用した者

五 第十五条の規定による美容所の閉鎖処分違反した者

第二十条 第十四条第一項の規定による当該美容師の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二千円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十九条第三号から第五号まで又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(就替規定)

第二十二条 第九条第二項、第十条第一項(美容師の免許を取り消す場合を除く)、第十一条、第十二条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条(美容師の免許の取消に係る場合を除く)中「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一条の規定に基き政令で定める市にあつては、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算

して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前、附則第十二項の規定による改正前の理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)(以下附則第四項から附則第八項まで、附則第十三項及び附則第十四項において「旧法」という。)、理容師法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百五十一号)附則第二項、理容師美容師法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第四十九号)附則第三項若しくはこの法律の附則第十五項の規定による改正前の理容師法特例(昭和二十三年法律第六十七号)の規定によりなされた美容師の免許又は旧法の規定によりなされた美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分は、この法律の規定によりなされた美容師の免許又は美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分とみなす。

3 この法律の施行の際、現に理容師美容師法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第四十九号)附則第二項の規定により美容師の免許を受けることのできる資格を有する者は、第三条の規定の適用については、第四条に規定する美容師試験に合格した者とみなす。

4 この法律の施行前旧法第三条の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又は旧法第三条の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又はこの法律の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又はこの法律の規定による実地習練とみなす。

5 この法律の施行前旧法第八條第三号又は第十二條第四号の美容師又は美容所の開設者に係る規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置は、この法律の第八條第三号又は第十三條第四号の規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置とみなす。

6 この法律の施行前にした旧法第八條、第九條又は第十二條の美容師又は美容所の開設者に係る規定に違反する行為は、この法律の第八條、第九條第一項又は第十三條の規定に違反する行為とみなす。

7 この法律の施行前、理容師美容師法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二百六号)の施行後においてした旧法第十四條第一項後段に規定する美容所の開設者の行為は、この法律の施行後においてしたこの法律の第十五條第一

項後段に規定する美容所の開設者の行為とみなす。

8 この法律の施行前旧法の規定によりした、美容所の開設に係る届出又は当該届け出た事項の変更に係る届出は、この法律の第十一條第一項又は第二項の規定によりした届出とみなす。

9 この法律の施行の際、現に美容所を開設している者が、附則第七項の理容師美容師法の一部を改正する法律の施行の日前より引き続き美容所を開設している者であり、かつ、同項の理容師美容師法の一部を改正する法律の附則第二項に規定する者であるときは、その者については、この法律の第十二條の規定は、適用しない。

10 この法律の施行前にした美容の業務に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終つた者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第四條第二項の規定の適用については、学校教育法第四十七條に規定する者とみなす。

(理容師美容師法の一部改正)

12 理容師美容師法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

理容師法

第一条第三項中「理容を業とする者をいい、美容師とは、美容を業とする者をいう」を「理容を業とする者をいう」に、同条第四項中「施設をいい、美容所とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう」を「施設をいう」に改め、同条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条中「前二条」を「第二条」に改め、「又は美容師養成施設」を削る。

第五条第一項中「及び美容師名簿」及び「及び美容師」を、同条第二項中「又は美容師」を削る。

第六条第二項を削る。

第六条の二中「又は美容師」及び「又は美容所」を削る。

第七条中「又は美容師」を削る。

第八条中「又は美容師」及び「又は美容」を削る。

第九条中「又は美容師」を削り、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の健康診断の結果その理容師の就業が公衆衛生上不適当と認めるとき

は、期間を定めてその業務を停止することができる。

第十条中「理容師又は美容師が」を「理容師が」、「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、理容師がこの法律の規定に違反して刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

第十一条第一項中「又は美容所」を削り、「従業者の数」を「従業者の氏名」に改め、同条第二項中「又は美容所」及び「若しくは美容所」を削る。

第十二條の二及び第十三條中「又は美容所」を削る。

第十三條第一項中「又は美容所に立入」を「立ち入り」に改める。

第十四條第一項中「又は美容所」、「若しくは美容師」、「若しくは美容所」及び「若しくは美容」を削り、「第十条」を「第九条第二項若しくは第十条第一項」に改め、同条第二項中「又は美容所」及び「又は美容師」を削る。

第十四條の二中「第十条」を「第九条第二項、第十条」に改める。

第十四條の三を次のように改める。

第十四條の三 理容師又は理容所の開設者は、会を組織して、理容の業務に係る技術の向上及び

施設の改善を図り、理容師の養成に關する事業を行い、並びに會員の指導及び連絡に資することができる。

二以上の前項に規定する会は、連合会を組織し、理容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、理容師の養成に關する事業を行い、並びに會員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

第十四条の三の次に次の一条を加える。

第十四条の四 第六条の規定に違反した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

第十五条第一号中「第六条又は」を削り、同条第二号中「第十条」を「第九条第二項又は第十条第一項」に改め、同条第四号及び第五号中「又は美容所」を削る。

第十七条の二中「第十条(理容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。)」を「第九条第二項、第十条第一項(理容師の免許を取り消す場合を除く。)」に、「(理容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。)」中を「(理容師の免許の取消に係る場合を除く。)」に改める。

(旧法の改正に伴う経過規定)
13 この法律の施行前にした旧法の規定に違反する行為につき理容師

が刑に処せられた場合については、改正後の理容師法第十条第二項の規定は、適用しない。

14 この法律の施行前にした旧法第六條第一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(理容師法特例の一部改正)
15 理容師法特例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
理容師法及び美容師法の特例に關する法律

第一条中「理容師美容師法」を「理容師法に」、「第三条」を「美容師法(昭和三十三年法律第 号) 第三条」に改める。

第二条中「理容師美容師法第二条又は第三条」を「理容師法第二条又は美容師法第三条」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)
16 厚生省設置法(昭和二十四年法律百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十一号中「理容師養成施設の下に」及び「美容師養成施設」を加える。

第九條第一項第十一号中「理容所」を「理容所、美容所」に改める。

(地方自治法の一部改正)
17 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(二十四中「理容師美容師法」を「理容師法」に、「理容師又は美容師の試験、養成施設及び免許」を「理容師試験、理容師養成施設及び理容師の免許」に、「理容師又は美容師について」を「理容師について」に改め、「又は美容所及び又は美容」を削り、同号(二十四の次に次のように加える。

(二十四の二) 美容師法(昭和三十三年法律第 号)及びこれに基く政令の定めるところにより、美容師試験、美容師養成施設及び美容師の免許に關する事務を行い、美容師について健康診断を実施し、美容所の開設に關する届出を受理し、及びその構造設備について検査し、美容を行ふ場合に講ずべき措置等を定め、業務の停止又は閉鎖処分に關する事務を行い、並びに職員をして美容所に立入検査させること。

別表第四第一号(十中「理容師美容師法」を「理容師法」に改め、「又は美容所」を削り、同号(十の次に次のように加える。

(十の二) 美容師法の定めるところにより、美容所の開設に關する届出を受理し、その構造設備について検査し、及び業務の停止又は閉鎖処分に關する事務を行い、又は美容所を制定し、新たに美容師法を制定し

い、並びに職員をして美容所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(地方税法の一部改正)
18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条中「十八 理容業」を「十八 理容業、美容業」に改める。

「千葉信君登壇、拍手」
○千葉信君 たいだいま議題となりました美容師法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

近年、美容業界の実態は、国民の保健衛生とともに、その技術的な分野もいよいよ高度な理論と知識を必要とするに至つたのであります。現行の理容師美容師法において、美容業を理容業とともに一括処理することは、最近の実態からかかみ、斯業の発展の上からも考慮を要し、また、保健衛生の立場からも幾多の不便が生ずる憂いなしとしないのであります。ことに、美容技術の範囲も、パーマネットを主体とした頭髪調整の段階から全身美容にまで進歩発展し、幾多の高級で複雑な成分を有する薬物の使用がひんぱんになりまして、旧来の整髪美容は、実質的にも大きな転換が行われつつあるものであります。よつて、今回、理容業とは別に、新たに美容師法を制定し

て、美容業の発展をはかるとともに、なお、この際あわせて美容及び理容の業務が一そう適正に行われるよう所要の改正をいたそうとするのが、本法案の提案の理由であります。

本法案の内容は、現行の理容師美容師法のそれとは同様でございますが、現行法と異なるおもな点について申し上げますれば、第一は、美容師の養成施設の養成課程に關し、従来、省令で定められていたものを本法に明文化したこと。第二は、健康診断の結果、美容師の業務を停止することができるとしたこと。第三は、美容師が本法に違反して刑に処せられた場合における知事の免許取り消しに關する規定を設けたこと。第四は、美容師または美容所の開設者の組織する会またはその連合会が、美容師の養成に關する事業を行い得ることを明記したこと等であります。

なお、本法案の附則において、現行法を単独の理容師法とすることに關する改正を行つたのであります。本法案と現行法と特に相違する点について、美容師の場合と同様の改正を行つたものであつて、結局、理容師法案としての部分は、内容的には、本美容師法案とは同様といたしたのであります。

以上が本法案の要旨であります。本案につきましては、委員会において熱心に慎重審議が行われたのであり

ますが、そのうち最も論議の中心となつた問題を申し上げますと、現行法を美容師法と理容師法とに分けることが、何ゆゑに斯業の発展をはかるゆゑであるか、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案との関係、特に美容師会と美容組合との調整問題、行政処分と罰則との権衡問題、免許の取り消し及び取得に関する諸問題等でありまして、その詳細は会議録により御了承願ひたいと存じます。

かくて質疑を終りましたところ、本案について、高野委員より修正案が提出せられ、その趣旨の説明がありました。

その要旨の第一は、無免許営業を行なつた者または違反行為による免許の取り消し処分を受けた者には、免許を与へないことができること。第二に、美容師の本法違反行為に対しては、すべて第一次的には業務の停止をもつて、第二次的には免許の取り消しをもつて臨むこと。第三に、疾病または本法違反行為により免許の取り消し処分を受けた者であつても、疾病がなおり、または改換の情が明らかになつたときは再免許を与えることができること。第四に、美容師の本法違反行為に対する罰則を整理し、第二の行政処分との重複を避けることともに、結核予防法等関係法令との調整をはかつたこと。第五に、美容師または美容所の開設者の会を美容師の会とし、環境衛生

関係営業の運営の適正化に関する法律案との調整をはかつたこと。第六に、改正後の理容師法についても、右の第一ないし第五と同趣旨の手入れを行なつたこと。その他所要の字句の整理及び経過規定を定めたこと等でありました。

討論を終り、修正案及び修正部分を除く原案について、順次採決いたしました結果、本案は、全会一致をもつて、修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長

の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて委員会の修正通り議決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 地方自治法の一部を改正する法律案

一、日程第二 美容師法案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員

宮城タマヨ君	早川 慎一君	岩沢 忠恭君	三浦 義男君
中山 福蔵君	常岡 一郎君	高野 一夫君	宮田 重文君
大川 光三君	竹下 豊次君	小柳 牧衛君	木内 四郎君
村上 義二君	廣瀬 久忠君	青山 正一君	堀木 謙三君
大谷 實雄君	川口爲之助君	植竹 春彦君	石原幹市郎君
島村 軍次君	高良 とみ君	黒川 武雄君	重宗 雄三君
岸 良一君	石井 桂君	中山 壽彦君	大野木秀次郎君
松岡 平市君	伊能繁次郎君	伊能 芳雄君	西田 信一君
加藤 正人君	奥 むめお君	平島 敏夫君	後藤 義隆君
堀 栄治君	有馬 英二君	勝保 稔君	小西 英雄君
近藤 鶴代君	上林 忠次君	宮澤 喜二君	横山 フク君
河野 謙三君	井野 碩哉君	神原 亨君	佐野 廣君
藤野 繁雄君	谷口弥三郎君	青柳 秀夫君	高橋進太郎君
森田 義衛君	杉山 昌作君	大谷 登潤君	寺本 廣作君
後藤 文夫君	石黒 忠蔵君	上原 正吉君	古池 信三君
本多 市郎君	成田 一郎君	郡 祐一君	西郷吉之助君
堀本 宜寛君	松村 秀逸君	小林 武治君	下條 康麿君
手島 栄君	柴田 栄君	野村吉三郎君	笹森 順造君
太倉藤之助君	西川弥平治君	林屋亀次郎君	杉原 荒太君
重政 廉徳君	土田国太郎君	吉野 信次君	江藤 智君
斎藤 昇君	雨森 常夫君	田中 茂徳君	大矢 正君
永野 禮君	三木與吉郎君	林田 正治君	中野 文門君
横川 信夫君	関根 久蔵君	北村 暢君	鈴木 強君
野本 品吉君	最上 英子君	藤田藤太郎君	相澤 重明君

河合 義一君	小笠原三男君	成瀬 暢治君	藤田 進君
田畑 金光君	松澤 兼人君	島 清君	赤松 常子君
大倉 精一君	竹中 勝男君	野溝 勝君	三木 治朗君
千葉 信君	戸叶 武君	江田 三郎君	東 隆君
安部キミ子君	近藤 信二君	市川 房枝君	八木 幸吉君
秋山 長造君	久保 等君	横川 正市君	長谷部ひろ君
山本 經勝君	亀田 得治君	辻 武壽君	白木義一郎君
山本 長造君	久保 等君	大竹平八郎君	鈴木 壽君
千葉 信君	戸叶 武君	大河原一夫君	伊藤 顕道君
大倉 精一君	竹中 勝男君	北條 惺八君	千田 正君
田畑 金光君	松澤 兼人君	光村 甚助君	鈴木 一君
河合 義一君	小笠原三男君	湯山 勇君	加瀬 完君
		坂本 昭君	阿部 竹松君
		安部 清美君	松澤 靖介君
		椿 繁夫君	阿具根 登君
		海野 三朗君	矢嶋 三義君
		小酒井義男君	永阿 光治君
		松浦 清一君	高田なほ子君
		羽生 三七君	岡田 宗司君
		佐多 忠隆君	栗山 良夫君
		山下 義信君	棚橋 小虎君
		内村 清次君	

参議院會議録第三十号中正誤

頁段行 誤 正

五九三 航空自衛 航空自衛官

五九四 官 航空自衛官

五九五 航空自衛 航空自衛官

五九六 航空自衛 航空自衛官

五九七 航空自衛 航空自衛官

五九八 航空自衛 航空自衛官

五九九 航空自衛 航空自衛官

六〇〇 航空自衛 航空自衛官

六〇一 航空自衛 航空自衛官

六〇二 航空自衛 航空自衛官

六〇三 航空自衛 航空自衛官

六〇四 航空自衛 航空自衛官

六〇五 航空自衛 航空自衛官

六〇六 航空自衛 航空自衛官

六〇七 航空自衛 航空自衛官

六〇八 航空自衛 航空自衛官

六〇九 航空自衛 航空自衛官

六一〇 航空自衛 航空自衛官

六一一 航空自衛 航空自衛官

六一二 航空自衛 航空自衛官

六一三 航空自衛 航空自衛官

六一四 航空自衛 航空自衛官

六一五 航空自衛 航空自衛官

六一六 航空自衛 航空自衛官

六一七 航空自衛 航空自衛官

六一八 航空自衛 航空自衛官

六一九 航空自衛 航空自衛官

六二〇 航空自衛 航空自衛官

六二一 航空自衛 航空自衛官

六二二 航空自衛 航空自衛官

六二三 航空自衛 航空自衛官

六二四 航空自衛 航空自衛官

六二五 航空自衛 航空自衛官

六二六 航空自衛 航空自衛官

六二七 航空自衛 航空自衛官

六二八 航空自衛 航空自衛官

六二九 航空自衛 航空自衛官

六三〇 航空自衛 航空自衛官

六三一 航空自衛 航空自衛官

六三二 航空自衛 航空自衛官

六三三 航空自衛 航空自衛官

六三四 航空自衛 航空自衛官

六三五 航空自衛 航空自衛官

六三六 航空自衛 航空自衛官

六三七 航空自衛 航空自衛官

六三八 航空自衛 航空自衛官

六三九 航空自衛 航空自衛官

六四〇 航空自衛 航空自衛官

六四一 航空自衛 航空自衛官

六四二 航空自衛 航空自衛官

六四三 航空自衛 航空自衛官

六四四 航空自衛 航空自衛官

六四五 航空自衛 航空自衛官

六四六 航空自衛 航空自衛官

六四七 航空自衛 航空自衛官

六四八 航空自衛 航空自衛官

六四九 航空自衛 航空自衛官

六五〇 航空自衛 航空自衛官

六五一 航空自衛 航空自衛官

六五二 航空自衛 航空自衛官

六五三 航空自衛 航空自衛官

六五四 航空自衛 航空自衛官

六五五 航空自衛 航空自衛官

六五六 航空自衛 航空自衛官

六五七 航空自衛 航空自衛官

六五八 航空自衛 航空自衛官

六五九 航空自衛 航空自衛官

六六〇 航空自衛 航空自衛官

六六一 航空自衛 航空自衛官

六六二 航空自衛 航空自衛官

六六三 航空自衛 航空自衛官

六六四 航空自衛 航空自衛官

六六五 航空自衛 航空自衛官

六六六 航空自衛 航空自衛官

六六七 航空自衛 航空自衛官

六六八 航空自衛 航空自衛官

六六九 航空自衛 航空自衛官

六七〇 航空自衛 航空自衛官

六七一 航空自衛 航空自衛官

六七二 航空自衛 航空自衛官

六七三 航空自衛 航空自衛官

六七四 航空自衛 航空自衛官

六七五 航空自衛 航空自衛官

六七六 航空自衛 航空自衛官

六七七 航空自衛 航空自衛官

六七八 航空自衛 航空自衛官

六七九 航空自衛 航空自衛官

六八〇 航空自衛 航空自衛官

六八一 航空自衛 航空自衛官

六八二 航空自衛 航空自衛官

六八三 航空自衛 航空自衛官

六八四 航空自衛 航空自衛官

六八五 航空自衛 航空自衛官

六八六 航空自衛 航空自衛官

六八七 航空自衛 航空自衛官

六八八 航空自衛 航空自衛官

六八九 航空自衛 航空自衛官

六九〇 航空自衛 航空自衛官

六九一 航空自衛 航空自衛官

六九二 航空自衛 航空自衛官

六九三 航空自衛 航空自衛官

六九四 航空自衛 航空自衛官

六九五 航空自衛 航空自衛官

六九六 航空自衛 航空自衛官

六九七 航空自衛 航空自衛官

六九八 航空自衛 航空自衛官

六九九 航空自衛 航空自衛官

七〇〇 航空自衛 航空自衛官

七〇一 航空自衛 航空自衛官

七〇二 航空自衛 航空自衛官

七〇三 航空自衛 航空自衛官

七〇四 航空自衛 航空自衛官

七〇五 航空自衛 航空自衛官

七〇六 航空自衛 航空自衛官

七〇七 航空自衛 航空自衛官

七〇八 航空自衛 航空自衛官

七〇九 航空自衛 航空自衛官

七一〇 航空自衛 航空自衛官

七一一 航空自衛 航空自衛官

七一二 航空自衛 航空自衛官

七一三 航空自衛 航空自衛官

七一四 航空自衛 航空自衛官

七一五 航空自衛 航空自衛官

七一六 航空自衛 航空自衛官

七一七 航空自衛 航空自衛官

七一八 航空自衛 航空自衛官

七一九 航空自衛 航空自衛官

七二〇 航空自衛 航空自衛官

七二一 航空自衛 航空自衛官

七二二 航空自衛 航空自衛官

七二三 航空自衛 航空自衛官

七二四 航空自衛 航空自衛官

七二五 航空自衛 航空自衛官

七二六 航空自衛 航空自衛官

七二七 航空自衛 航空自衛官

七二八 航空自衛 航空自衛官

七二九 航空自衛 航空自衛官

七三〇 航空自衛 航空自衛官

七三一 航空自衛 航空自衛官

七三二 航空自衛 航空自衛官

七三三 航空自衛 航空自衛官

七三四 航空自衛 航空自衛官

七三五 航空自衛 航空自衛官

七三六 航空自衛 航空自衛官

七三七 航空自衛 航空自衛官

七三八 航空自衛 航空自衛官

七三九 航空自衛 航空自衛官

七四〇 航空自衛 航空自衛官

七四一 航空自衛 航空自衛官

七四二 航空自衛 航空自衛官

七四三 航空自衛 航空自衛官

七四四 航空自衛 航空自衛官

七四五 航空自衛 航空自衛官

七四六 航空自衛 航空自衛官

七四七 航空自衛 航空自衛官

七四八 航空自衛 航空自衛官

七四九 航空自衛 航空自衛官

七五〇 航空自衛 航空自衛官

七五一 航空自衛 航空自衛官

七五二 航空自衛 航空自衛官

七五三 航空自衛 航空自衛官

七五四 航空自衛 航空自衛官

七五五 航空自衛 航空自衛官

七五六 航空自衛 航空自衛官

七五七 航空自衛 航空自衛官

七五八 航空自衛 航空自衛官

七五九 航空自衛 航空自衛官

七六〇 航空自衛 航空自衛官

七六一 航空自衛 航空自衛官

七六二 航空自衛 航空自衛官

七六三 航空自衛 航空自衛官

七六四 航空自衛 航空自衛官

七六五 航空自衛 航空自衛官

七六六 航空自衛 航空自衛官

七六七 航空自衛 航空自衛官

七六八 航空自衛 航空自衛官

七六九 航空自衛 航空自衛官

七七〇 航空自衛 航空自衛官

七七一 航空自衛 航空自衛官

七七二 航空自衛 航空自衛官

七七三 航空自衛 航空自衛官

七七四 航空自衛 航空自衛官

七七五 航空自衛 航空自衛官

七七六 航空自衛 航空自衛官

七七七 航空自衛 航空自衛官

七七八 航空自衛 航空自衛官

七七九 航空自衛 航空自衛官

七八〇 航空自衛 航空自衛官

七八一 航空自衛 航空自衛官

七八二 航空自衛 航空自衛官

七八三 航空自衛 航空自衛官

七八四 航空自衛 航空自衛官

七八五 航空自衛 航空自衛官

七八六 航空自衛 航空自衛官

七八七 航空自衛 航空自衛官

七八八 航空自衛 航空自衛官

七八九 航空自衛 航空自衛官

七九〇 航空自衛 航空自衛官

七九一 航空自衛 航空自衛官

七九二 航空自衛 航空自衛官

七九三 航空自衛 航空自衛官

七九四 航空自衛 航空自衛官

七九五 航空自衛 航空自衛官

七九六 航空自衛 航空自衛官

七九七 航空自衛 航空自衛官

七九八 航空自衛 航空自衛官

七九九 航空自衛 航空自衛官

八〇〇 航空自衛 航空自衛官

八〇一 航空自衛 航空自衛官

八〇二 航空自衛 航空自衛官

八〇三 航空自衛 航空自衛官

八〇四 航空自衛 航空自衛官

八〇五 航空自衛 航空自衛官

八〇六 航空自衛 航空自衛官

八〇七 航空自衛 航空自衛官

八〇八 航空自衛 航空自衛官

八〇九 航空自衛 航空自衛官

八一〇 航空自衛 航空自衛官

八一一 航空自衛 航空自衛官

八一二 航空自衛 航空自衛官

八一三 航空自衛 航空自衛官

八一四 航空自衛 航空自衛官

八一五 航空自衛 航空自衛官

八一六 航空自衛 航空自衛官

八一七 航空自衛 航空自衛官

八一八 航空自衛 航空自衛官

八一九 航空自衛 航空自衛官

八二〇 航空自衛 航空自衛官

八二一 航空自衛 航空自衛官

八二二 航空自衛 航空自衛官

八二三 航空自衛 航空自衛官

八二四 航空自衛 航空自衛官

八二五 航空自衛 航空自衛官

八二六 航空自衛 航空自衛官

八二七 航空自衛 航空自衛官

八二八 航空自衛 航空自衛官

八二九 航空自衛 航空自衛官

八三〇 航空自衛 航空自衛官

八三一 航空自衛 航空自衛官

八三二 航空自衛 航空自衛官

八三三 航空自衛 航空自衛官

八三四 航空自衛 航空自衛官

八三五 航空自衛 航空自衛官

八三六 航空自衛 航空自衛官

八三七 航空自衛 航空自衛官

八三八 航空自衛 航空自衛官

八三九 航空自衛 航空自衛官

八四〇 航空自衛 航空自衛官

八四一 航空自衛 航空自衛官

八四二 航空自衛 航空自衛官

八四三 航空自衛 航空自衛官

八四四 航空自衛 航空自衛官

八四五 航空自衛 航空自衛官

八四六 航空自衛 航空自衛官

八四七 航空自衛 航空自衛官

八四八 航空自衛 航空自衛官

八四九 航空自衛 航空自衛官

八五〇 航空自衛 航空自衛官

八五一 航空自衛 航空自衛官

八五二 航空自衛 航空自衛官

八五三 航空自衛 航空自衛官

八五四 航空自衛 航空自衛官

八五五 航空自衛 航空自衛官

八五六 航空自衛 航空自衛官

八五七 航空自衛 航空自衛官

八五八 航空自衛 航空自衛官

八五九 航空自衛 航空自衛官

八六〇 航空自衛 航空自衛官

八六一 航空自衛 航空自衛官

八六二 航空自衛 航空自衛官

八六三 航空自衛 航空自衛官

八六四 航空自衛 航空自衛官

八六五 航空自衛 航空自衛官

八六六 航空自衛 航空自衛官

八六七 航空自衛 航空自衛官

八六八 航空自衛 航空自衛官

八六九 航空自衛 航空自衛官

八七〇 航空自衛 航空自衛官

八七一 航空自衛 航空自衛官

八七二 航空自衛 航空自衛官

八七三 航空自衛 航空自衛官

八七四 航空自衛 航空自衛官

八七五 航空自衛 航空自衛官

八七六 航空自衛 航空自衛官

八七七 航空自衛 航空自衛官

八七八 航空自衛 航空自衛官

八七九 航空自衛 航空自衛官

八八〇 航空自衛 航空自衛官

八八一 航空自衛 航空自衛官

八八二 航空自衛 航空自衛官

八八三 航空自衛 航空自衛官

八八四 航空自衛 航空自衛官

八八五 航空自衛 航空自衛官

八八六 航空自衛 航空自衛官

八八七 航空自衛 航空自衛官

八八八 航空自衛 航空自衛官

八八九 航空自衛 航空自衛官

八九〇 航空自衛 航空自衛官

八九一 航空自衛 航空自衛官

八九二 航空自衛 航空自衛官

八九三 航空自衛 航空自衛官

八九四 航空自衛 航空自衛官

八九五 航空自衛 航空自衛官

八九六 航空自衛 航空自衛官

八九七 航空自衛 航空自衛官

八九八 航空自衛 航空自衛官

八九九 航空自衛 航空自衛官

九〇〇 航空自衛 航空自衛官

九〇一 航空自衛 航空自衛官

九〇二 航空自衛 航空自衛官

九〇三 航空自衛 航空自衛官

九〇四 航空自衛 航空自衛官

九〇五 航空自衛 航空自衛官

九〇六 航空自衛 航空自衛官

九〇七 航空自衛 航空自衛官

九〇八 航空自衛 航空自衛官

九〇九 航空自衛 航空自衛官

九一〇 航空自衛 航空自衛官

九一一 航空自衛 航空自衛官

九一二 航空自衛 航空自衛官

九一三 航空自衛 航空自衛官

九一四 航空自衛 航空自衛官

九一五 航空自衛 航空自衛官

九一六 航空自衛 航空自衛官

九一七 航空自衛 航空自衛官

九一八 航空自衛 航空自衛官

九一九 航空自衛 航空自衛官

九二〇 航空自衛 航空自衛官

九二一 航空自衛 航空自衛官

九二二 航空自衛 航空自衛官

九二三 航空自衛 航空自衛官

九二四 航空自衛 航空自衛官

九二五 航空自衛 航空自衛官

九二六 航空自衛 航空自衛官

九二七 航空自衛 航空自衛官

九二八 航空自衛 航空自衛官

九二九 航空自衛 航空自衛官

九三〇 航空自衛 航空自衛官

九三一 航空自衛 航空自衛官

九三二 航空自衛 航空自衛官

九三三 航空自衛 航空自衛官

九三四 航空自衛 航空自衛官

九三五 航空自衛 航空自衛官

九三六 航空自衛 航空自衛官

九三七 航空自衛 航空自衛官

九三八 航空自衛 航空自衛官

九三九 航空自衛 航空自衛官

九四〇 航空自衛 航空自衛官

九四一 航空自衛 航空自衛官

九四二 航空自衛 航空自衛官

九四三 航空自衛 航空自衛官

九四四 航空自衛 航空自衛官

九四五 航空自衛 航空自衛官

九四六 航空自衛 航空自衛官

九四七 航空自衛 航空自衛官

九四八 航空自衛 航空自衛官

九四九 航空自衛 航空自衛官

九五〇 航空自衛 航空自衛官

九五一 航空自衛 航空自衛官

九五二 航空自衛 航空自衛官

九五三 航空自衛 航空自衛官

九五四 航空自衛 航空自衛官

九五五 航空自衛 航空自衛官

九五六 航空自衛 航空自衛官

九五七 航空自衛 航空自衛官

九五八 航空自衛 航空自衛官

九五九 航空自衛 航空自衛官

九六〇 航空自衛 航空自衛官

九六一 航空自衛 航空自衛官

九六二 航空自衛 航空自衛官

九六三 航空自衛 航空自衛官

九六四 航空自衛 航空自衛官

九六五 航空自衛 航空自衛官

九六六 航空自衛 航空自衛官

九六七 航空自衛 航空自衛官

九六八 航空自衛 航空自衛官

九六九 航空自衛 航空自衛官

九七〇 航空自衛 航空自衛官

九七一 航空自衛 航空自衛官

九七二 航空自衛 航空自衛官

九七三 航空自衛 航空自衛官

九七四 航空自衛 航空自衛官

九七五 航空自衛 航空自衛官

九七六 航空自衛 航空自衛官

九七七 航空自衛 航空自衛官

九七八 航空自衛 航空自衛官

九七九 航空自衛 航空自衛官

九八〇 航空自衛 航空自衛官

九八一 航空自衛 航空自衛官

九八二 航空自衛 航空自衛官

九八三 航空自衛 航空自衛官

九八四 航空自衛 航空自衛官

九八五 航空自衛 航空自衛官

九八六 航空自衛 航空自衛官

九八七 航空自衛 航空自衛官

九八八 航空自衛 航空自衛官

九八九 航空自衛 航空自衛官

九九〇 航空自衛 航空自衛官

九九一 航空自衛 航空自衛官

九九二 航空自衛 航空自衛官

九九三 航空自衛 航空自衛官

九九四 航空自衛 航空自衛官

九九五 航空自衛 航空自衛官

九九六 航空自衛 航空自衛官

九九七 航空自衛 航空自衛官

九九八 航空自衛 航空自衛官

九九九 航空自衛 航空自衛官

一〇〇〇 航空自衛 航空自衛官

昭和三十三年五月八日 参議院会議録第三十二号

五九四

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し長實紙は二十円)
(配達料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一號